令和８年度
南九州市まちづくり支援自動販売機
設置事業者募集要領

南　九　州　市

（令和８年11月募集）

【問合せ先】
〒897-0392
南九州市知覧町郡 17327 番地
南九州市役所　財政課　管財係
連絡先　0993-83-2511(内線 2021)

南九州市まちづくり支援自動販売機設置事業者　募集要領

令和８年11月

１　募集目的

南九州市の施設において、飲料提供による市民サービスの拡充を図るとともに、売上げの一部を寄附金として南九州市のまちづくりに活用し、市民福祉の向上に寄与するため、南九州市が所有する施設へ飲料等自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者（以下「設置事業者」という。）を募集する。

２　物件（自動販売機）

募集物件一覧表（別紙１）及び位置図（別紙２）を参照

〈寄附目的事業の一覧〉

⑴　平和に関する事業
⑵　福祉の向上に関する事業
⑶　地域の活性化に関する事業
⑷　教育の推進及び文化の保全に関する事業
⑸　スポーツの推進に関する事業
⑹　市長による事業の指定又はその他市長が必要と認める事業
⑺　前⑴～⑹のうち、事業者が希望する寄附目的事業

３　応募資格

設置事業者に応募することができる者は、次の各号のすべての要件を満たす者であること。

⑴　法人にあっては、主たる事務所又は営業所を鹿児島県内に有すること。また、個人にあっては、南九州市内に住所を有すること。
⑵　申込み時において、南九州市の区域内に過去２年以上の自販機の設置実績があること。
⑶　法令等の規定により販売について許可等を要する場合は、当該許可等を受けていること。
⑷　市税等の滞納が無いこと。
⑸　自己又は自社の社員等が暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。

４　公募条件

⑴　設置の許可等

①　使用許可

「南九州市まちづくり支援自動販売機の設置に関する契約書」の締結をもって使用許可とする。

② 使用の期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日までとする。

ただし、公益上の必要性や自販機の使用状況等を勘案して支障がないと認める場合は、当初設定した公募条件を変更しないことを前提として、協議のうえ５年を限度に新たな契約書の締結をもって更新することができる。

③ 使用料

設置事業者は、普通財産貸付料、行政財産使用料又は公園占用使用料等の年額及び市の施設の電源を使用する場合は光熱水費の実費相当額（以下「使用料」という。）を市が指定する期日までに全額納付しなければならない。また、納付した使用料は特別の理由があると認める場合を除き還付しない。

なお、市の施設の電源を使用する場合は光熱水費を算定するための子メーターを設置すること。

※ 普通財産貸付料、行政財産使用料又は公園占用使用料は南九州市の条例及び規則に基づく（募集物件一覧表（別紙１）を参照）が、１台あたりの使用面積（ゴミ回収ボックスを含まない。）を1.0㎡で算定されたものであるため、設置する機種によっては増減する場合がある。

④ その他の経費等

設置事業者は、自己の負担で自販機の設置に必要な工事を実施する。

⑤ 自動販売機の追加設置

市は、当該募集要領により自販機を設置した施設において、新たに自販機を同施設に追加して設置する場合は、設置事業者と協議を行う。

⑵ 寄附

① 寄附

設置事業者は、自販機の売上額の10％以上を南九州市に寄附することを条件とする。

※ 寄附の割合は、応募申込書に記載した割合とする。

※ 寄附金は年２回、市が指定する期日までに納付するものとする。

② 広報

設置事業者は、市の宣伝及び売上げの一部を南九州市のまちづくりに活用する表示板及び表示シールの作成、貼付及び設置を自らの負担で行うものとする。

また、寄附金額等の情報をホームページ等で公表することに同意すること。

③　災害協定（災害時における自販機内商品の無償提供）
　物件番号２及び５については、災害協定の締結を条件とする。

⑶　使用上の制限

①　使用料及び経費等を確実に納付すること。

②　許可の期間中、継続して３－(3)の許可等を受けていること。

③　自販機を設置する権利及び自販機を第三者に譲渡し又は転貸しないこと。

④　販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間並びにこれらの経路については、市と協議すること。

⑤　アルコール飲料の販売を行わないこと。

⑥　商品の取扱種類については、缶・ビン・ペットボトル・紙等パックとし、「知覧茶」を一部取扱うこと。

⑦　キャッシュレス対応型自販機とすること。

⑧　災害対応型自販機（停電時でも使用可能な機種）とすること。

⑨　自販機は、多様な利用者にも十分配慮し、できるだけユニバーサルデザインのものにすること。（※ここで言うユニバーサルデザインとは車椅子でも利用できるもののことをいう）

⑩　自販機には、南九州市が指定したデザイン（以下「指定デザイン」という。）の直接印刷、若しくは指定デザインを印刷したシートのラッピング、又は指定デザインを印刷したシール等の貼付を、自らの負担で行うこと。

⑪　商品の売価については、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

⑫　使用許可の期間内において、設置事業者の事情で自販機を撤去する場合は、その３箇月前までに行政財産返還書等を提出し、南九州市と協議を行うこと。この場合においては、設置事業者の責任で速やかに原状回復を行うこと。

⑷　維持管理

①　商品の補充、金銭の管理など自販機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫の補充管理を適切に行い、売り切れが無いようにすること。

②　自販機に併設して、商品の容器の種類に応じた回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収すること。

③　衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守徹底を図るとともに関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

④　自販機の設置に当たっては、据付面、電源等を確認した上で安全に設置するとともに、自販機の形状を含めた美観や利用者の通行及び災害時の避難の障害にならないよう十分配慮すること。

⑤　自販機の故障、問合せ及び苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、緊急連絡先を自販機に明示し、機器の故障等が発生した場合は、敏速かつ丁寧に対応すること。

⑥　地球温暖化防止等地球規模での環境問題の改善その他環境保全に配慮すること。

⑸　原状回復

設置事業者は、許可の期間が満了し、又は契約が取り消された場合は、速やかに、設置事業者の負担により自販機を撤去するとともに、速やかに原状に回復しなければならない。

⑹　損害賠償

設置事業者は、自販機の設置や商品の販売等に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、すべて設置事業者がその損害を賠償しなければならない。

5　申込の手続

⑴　申込受付期間

令和８年11月16日（月）から令和８年12月14日（月）まで

午前９時から午後５時まで（但し、土日祝日は除く。）

⑵　申込受付場所

南九州市役所財政課管財係

（南九州市知覧町郡17327番地　南九州市役所本庁舎２階）

電話　0993-83-2511（内線2021）

郵送又は担当部署に直接提出すること。

⑶　提出する書類

①　設置申込書（※封書にて提出してください。）

②　誓約書

③　印鑑登録証明書（個人）、印鑑証明書（法人）

④　住民票抄本（個人）、履歴事項証明書又は商業・法人登記簿謄本（法人）
※　発行から３箇月以内のもの）

⑤　納税状況調査同意書及び納税証明書

⑥　事業概要（任意様式）
事業内容が分かるもの（個人）、会社概要（法人）

⑦　設置予定の自販機及び販売品の説明書、パンフレット等及びユニバーサルデザインについて確認できる書類等

⑧　許認可等を要する場合、許可書等の写し

⑷　その他

①　受付期間経過後の申込みは一切認めない。

② 提出書類の記載内容に虚偽又は著しい不備があると認めるときは、応募の失格及び選定事業者の決定の取消しを行う。

③ 提出書類は、理由を問わず返却しない。

④ 申込み等その他手続に関する一切の費用は、申込者の負担とする。

6 設置事業者の決定

⑴ 提出書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象者とする。ただし、設置事業者に適しないと認められる者は、選定対象者としない。

⑵ 選定対象者のうち、寄附について、最高の寄附割合で申込みを行った者を選定し、設置事業者として契約を締結する。なお、寄附割合が同額・同率の者が２者以上ある場合は、当該応募者立会いの下、くじにより決定する。

⑶ ⑵の決定を受けた設置事業者において、辞退の申出又は決定の取消しがあった場合は、次点者の繰上げを順次行う。

⑷ 設置事業者の決定については、設置事業者に通知するとともに、南九州市のホームページに掲載する。